

平成 29 年度

上毛町の給与・定員管理等の公表

平成 30 年 4 月



上毛町

# 平成29年度給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

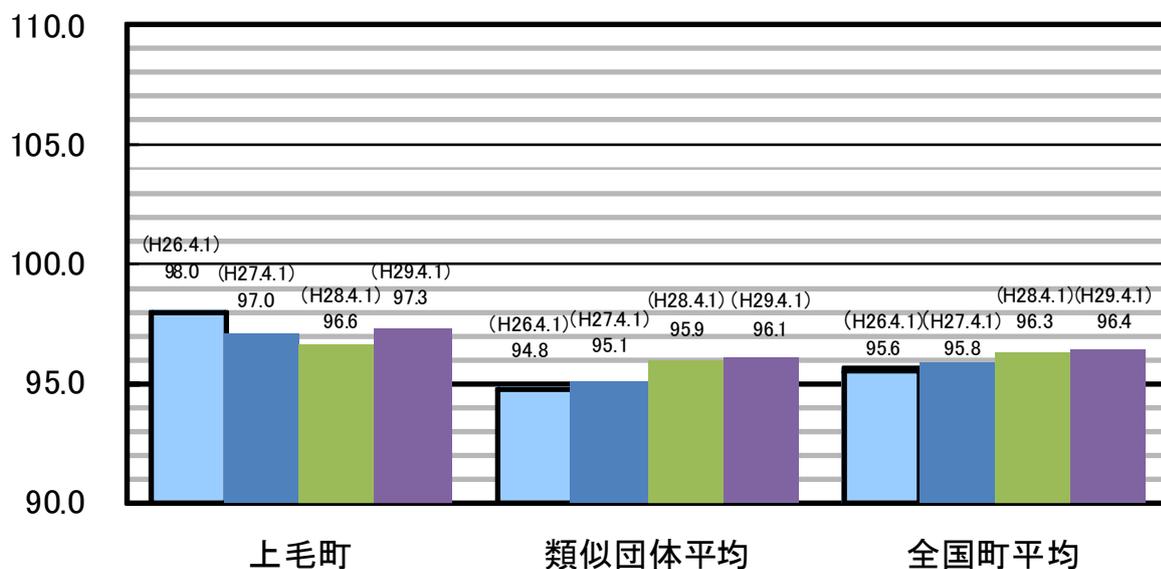
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	7,737	5,124,071	246,054	783,087	15.3	15.2

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類団平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	83	318,042	42,207	126,137	486,386	5,860	5,539

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職員の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成比）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
29年度	円	円	円 ( % )	%	%	% 0.15

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
29年度	月	月	月	月	月	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 本町は、人事委員会を設置していないため、国の人事院勧告に準じた給与改定を実施している。

(5) 給与制度の総合見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [ 実施 ]

実施内容(平均引き下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期)	平成27年4月1日
(内容)	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。 技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び該当団体の支給割合)

(支給割合)	国基準どおり実施。上毛町の支給割合0%。					
(実施時期)	平成27年4月1日					
(参考)		平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合
			4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
上毛町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成27年4月1日実施)
--

(6) 特記事項

なし

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上毛町	42.5歳	320,575円	356,915円	343,924円
福岡県	43.2歳	330,600円	418,756円	368,978円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.5歳	304,873円	351,608円	329,655円

②技能労務職

区 分	公務員					民 間			参 考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
上毛町	45.5 歳	2 人	308,100 円	322,050 円	314,600 円	—	—	—	—	
うち給食調理員	45.5 歳	2 人	308,100 円	322,050 円	314,600 円	調理士	42.4 歳	237,200 円	1.36	
福岡県	55.3 歳	584 人	330,000 円	380,549 円	356,671 円	—	—	—	—	
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	—	328,360 円	—	—	—	—	
類似団体	49.5 歳	5 人	277,478 円	298,465 円	288,438 円	—	—	—	—	
区 分	参 考									
	年収ベース(試算値)の比較									
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D							
上毛町	—	—	—							
うち給食調理員	5,161,479 円	3,127,400 円	1.65							

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用している。(平成26～28年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区 分	上 毛 町	福 岡 県	国	
一般行政職	大学卒	178,200円	184,800円	178,200円
	高校卒	150,500円	150,500円	146,100円
技能労務職	高校卒	146,100円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（29年4月1日現在）

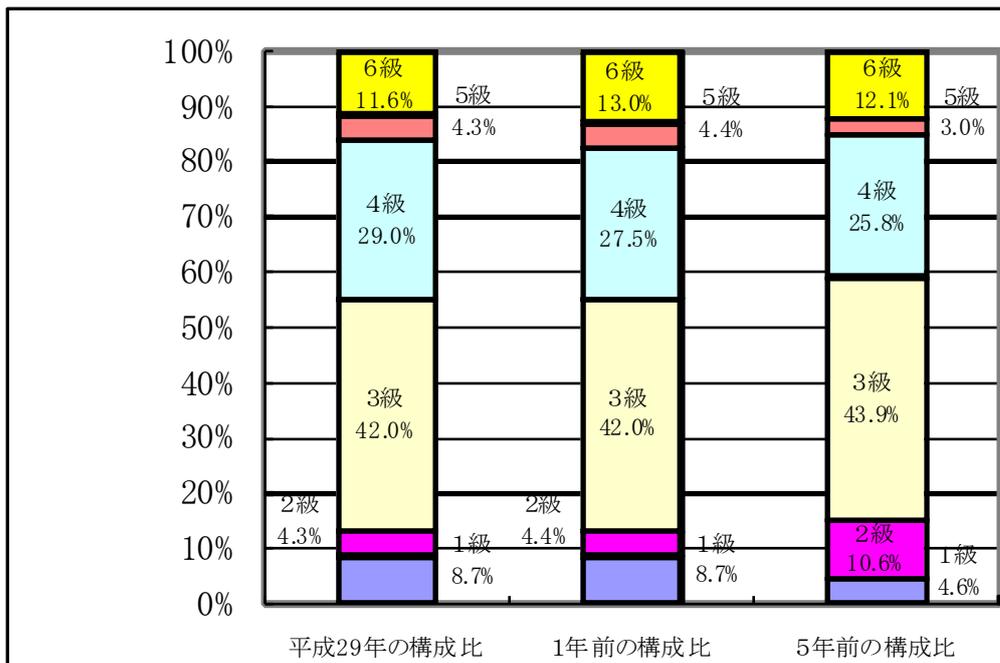
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,171 円	318,445 円	346,008 円	373,978 円	406,411 円
	高校卒	— 円	301,200 円	324,000 円	361,100 円	373,125 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補の職務	6 人	8.7 %	141,600 円	246,600 円
2 級	主事の職務	3 人	4.3 %	191,700 円	303,400 円
3 級	主任主事、主査の職務	29 人	42.0 %	227,900 円	352,600 円
4 級	係長、保育所長の職務	20 人	29.0 %	261,100 円	383,100 円
5 級	課長、主幹の職務	3 人	4.3 %	287,100 円	392,200 円
6 級	相当困難な業務を所掌する課長の職務	8 人	11.6 %	317,700 円	409,400 円

- (注) 1 上毛町一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○		
活用予定時期	平成 30 年度		平成 30 年度		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上毛町		福岡県		国	
1人当たり平均支給額(28年度) 1,506千円		1人当たり平均支給額(28年度) 1,607千円		—	
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分		(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分		(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

平成 29 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○		
活用予定時期	平成 30 年度		平成 30 年度		

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

上毛町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 在職期間に属していた区分に応じて定められた調整額 （退職時特別昇給 なし）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 17,789千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
支給なし	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)		%	
手当の種類 (手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成28年度決算)	8,198千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	112千円
支給実績 (平成27年度決算)	6,922千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	95千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	(ア)配偶者 10,000円 (イ)配偶者以外 ①・扶養親族がある場合 8,000円 ・扶養親族がない場合 そのうち1人について 10,000円 ③ 16歳～22歳までの子1人につき 5,000円を加算	同	無	千円 12,911	円 248,279
住居手当	(ア)自らが居住するための住宅を借り受け現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円 (イ)職員が所有する住宅で新築、購入から5年間2,500円	異	職員が所有する住宅で新築、購入から5年間2,500円	千円 7,160	円 230,955
通勤手当	(ア) 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 (イ) 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 5km未満 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km 10,000円 20～25km 12,900円 25～30km 15,800円 30～35km 18,700円 35～40km 21,600円 40～45km 24,400円 45～50km 26,200円 50～55km 28,000円 55～60km 29,800円 60km 31,600円	同	無	千円 3,356	円 48,642
管理職手当	部局名 支給額 (ア)町長部局 課長(6級) 51,900円 課長(5級) 49,600円 主幹、総務係長 37,000円 保育所長 32,400円 (イ)議会事務部局 局長(6級) 51,900円 局長(5級) 49,600円 (ウ)教育委員会部局 課長(6級) 51,900円 課長(5級)、主幹 49,600円	同	無	千円 8,627	円 575,154
単身赴任手当	公署を異にする異動又は勤務する公署の移転に伴い転居しやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員 月額 23,000円 加算額 100～500km 20,000円 500km～ 30,000円	同	無	千円	円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合 部局名 1回あたりの額 町長部局 課長 8,000円 主幹、総務係長 6,000円 保育所長 6,000円 議会事務部局 局長 8,000円 教育委員会部局 課長 8,000円	同	無	千円 193	円 12,860
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給される	同	無	千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給される	同	無	千円	円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される	同	無	千円	円

## 5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	751,000 円 ( 751,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円 / 345,000円
	副市町村長	600,000 円 ( 600,000 円)	653,000円 / 360,000円
報 酬	議 長	273,000 円 ( 273,000 円)	365,000円 / 200,000円
	副 議 長	227,000 円 ( 227,000 円)	316,000円 / 168,000円
	議 員	217,000 円 ( 217,000 円)	301,000円 / 143,000円
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(28年度支給割合) 2.6月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(28年度支給割合) 2.6月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 751,000×勤続年数×510/100	(1期の手当額) 1,532万円
	副市町村長	600,000×勤続年数×300/100	720万円
	備 考		(支給時期) 任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

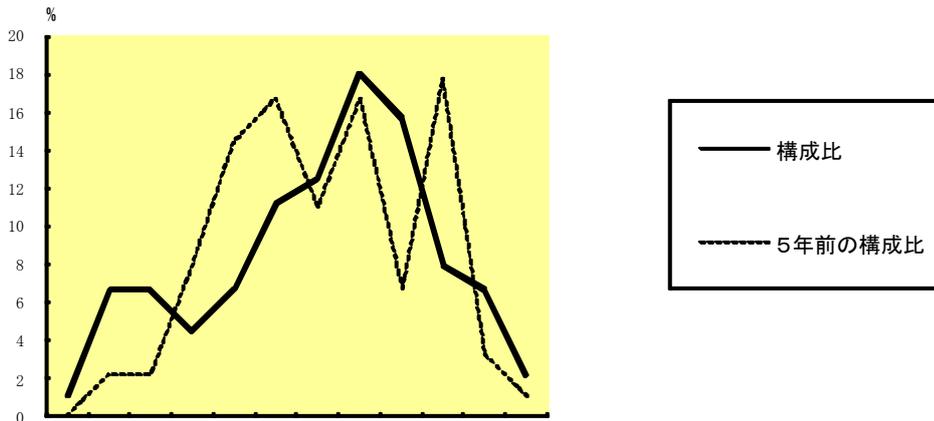
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2		
		総務	25	24	1	機構改革による増
		税務	7	6	1	機構改革による増
		民生	21	21		
		衛生	3	3		
		農業	9	8	1	機構改革による増
		建設	6	7	△1	機構改革による減
	計	73	71	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.35人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 105.60人)	
	教育部門	11	12	△1	機構改革による減	
	小 計	84	83	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.57人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 127.74人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	1	1			
	下水	1	1			
	国保	1	1			
	その他	2	2			
	小 計	5	5			
合 計		89 [103]	88 [103]	1 [ 0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.03人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	6人	4人	6人	10人	11人	16人	14人	7人	6人	2人	89人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	70	69	71	71	71	73	3(4.29%)
教育	15	15	13	11	12	11	△4(△26.67%)
普通会計計	85	84	84	82	83	84	△1(△1.18%)
公営企業等会計計	5	5	5	5	5	5	0(0%)
総合計	90	89	89	87	88	89	△1(△1.11%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。